2023年度　国家一般職
一般論文
講評＆解答例

LEC 東京リーガルマインド

0 001112 227385

KL22738

頒布・複写を禁じます

問　題

我が国においては、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であるとされ、茶道や食文化などの生活文化も含め、その保護に向けた機運が高まってきている。

文化財保護法については、平成 30 年に、地域における文化財の総合的な保存・活用や、個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直しなどを内容とする改正が行われた。また、令和３年に、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るなどの改正が行われた。

このような状況に関して、以下の資料①、②、③を参考にしながら、次の(1)、(2)の問いに答えなさい。

(1) 我が国が文化財の保護を推進する意義について、あなたの考えを述べなさい。

(2) 我が国が文化財の保護を推進する際の課題及びそれを解決するために国として行うべき取組について、あなたの考えを具体的に述べなさい。

資料①　文化財保護法における「文化財」の種類とその対象となるもの

有形文化財	・建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産 ・考古資料及びその他の歴史資料
無形文化財	・演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産
民俗文化財	・衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件
記念物	・貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡 ・庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地 ・動物、植物、地質鉱物
文化的景観	・地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地
伝統的建造物群	・周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群

（出典）　文化財保護法を基に作成

頒布・複写を禁じます

資料②　生活文化等に係る団体※のアンケート調査結果

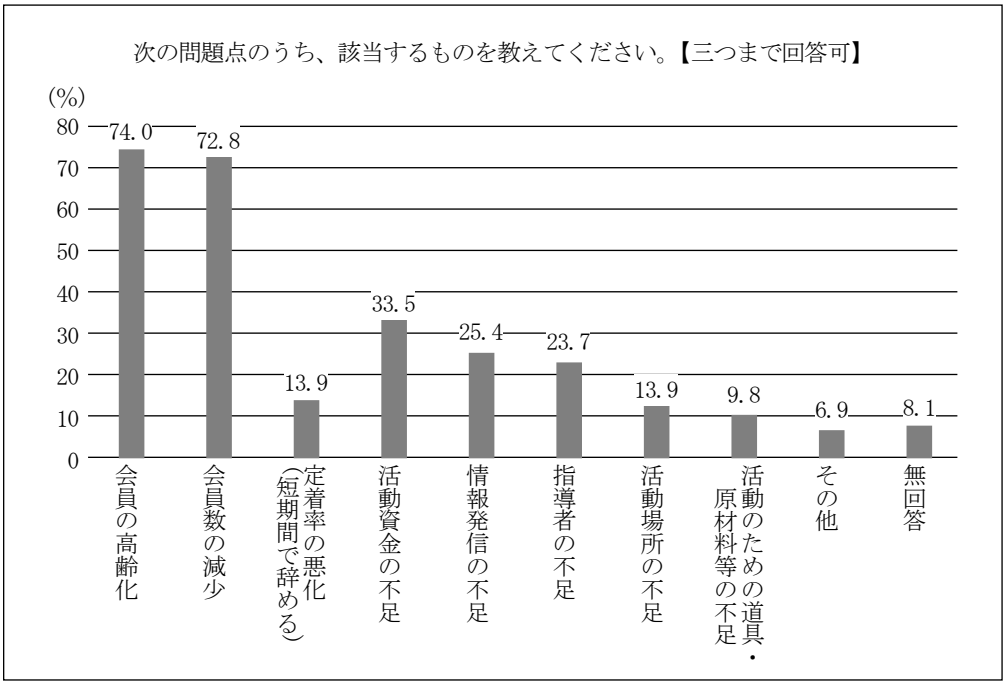

※　文化芸術基本法第３章第 12 条に「生活文化」として例示されている「華道・茶道・書道・食文化」をはじめ、煎茶、香道、着物、盆栽等の専ら生活文化の振興を行う団体等

（出典）　文化庁「平成 29 年度生活文化等実態把握調査事業報告書」を基に作成

資料③　文化財多言語解説整備事業の概要

訪日外国人旅行者が地域を訪れた際、文化財の解説文の表記が不十分であり、魅力が伝わらないといった課題が指摘されることもあります。文化庁では、文化財の価値や魅力、歴史的な経緯など、日本文化への十分な知識のない方でも理解できるように、日本語以外の多言語で分かりやすい解説を整備する事業として、「文化財多言語解説整備事業」を実施しています。多言語解説として、現地における看板やデジタルサイネージに加えて、ＱＲコードやアプリ、ＶＲ・ＡＲなどを組み合わせた媒体の整備を積極的に支援しており、これにより訪日外国人旅行者数の増加及び訪日外国人旅行者が地域を訪れた際の地域での体験滞在の満足度の向上を目指すものです。

これまで平成 30 年度から令和２年度までの３年間で 124 箇所を整備済みであり、令和３年度末までには 175 箇所となる予定です。

（出典）　文化庁「文化庁広報誌 ぶんかる」（2021 年 11 月 11 日）を基に作成

頒布・複写を禁じます

論　点

(1)について

1　資料①を活用した日本が文化財を保護する意義

(2)について

1　資料②・③を活用した文化財保護の上での課題の所在指摘

2　１に基づいた対策の方向性の提示

3　２で指摘した方向性に基づく対策の具体化

解答例

(1)

私が考える文化財を保護する意義は、日本の歴史や文化の象徴としての価値を守ること、そして外国人観光客に向けた満足度の向上にあると考える。

資料１にあるとおり、文化財は有形、無形、記念物など多数あり、それら一つ一つが日本の歴史や文化を形成している。それらに触れ続けられる環境の整備は、日本人としての誇りや愛着の源泉となるだろう。また、新型コロナウイルス感染症に伴う出入国の規制が撤廃された現在、外国人観光客の受け入れ促進は日本経済の活性化に欠かせない。外国人観光客は、歴史や風土、景観などの日本文化を求めて来日するため、それらを観賞した際の満足度を高めてリピーターになってもらうことは、日本経済の活性化にも不可欠である。

(2)

文化財の保護を推進するうえでの課題の一つは文化の担い手不足である。資料②では、文化を担う団体のアンケートから、会員の高齢化や会員数の減少が示されている。このままでは、長く受け継がれた文化が途絶えかねない。また、資料③に基づけば、文化を外国人に伝達する媒体が不足している可能性がある。これでは、外国人に日本文化に親しみを持ってもらい、再訪する動機付けを失わせる可能性がある。

そこで、国として行うべき取組は、学校教育課程における文化活動への参加や担い手との交流機会の確保である。郷土教育の授業や総合的な学習の時間を活用して、経験や関心を深めてもらい、伝統的な文化に関する縁遠い、難しいというイメージを軽減する必要がある。国としては、授業のモデル形態を紹介するほか、先進的な教育手法を行う自治体の取組やノウハウを紹介・共有するなどの取組が有効だろう。

また、外国人に伝達する言語媒体の確保も重要である。この実現にあたり、資料③にある文化財多言語解説整備事業の推進が有効だ。外国人は日本文化に対して、興味を持ちながらも、十分な知識がないのが通常である。また、従来の外国人観光客は東アジアが中心であったが、新興国

頒布・複写を禁じます

の経済成長に伴い、より多言語での情報提供が必要となる。そこで、主要な観光地などで文化財の魅力や価値、関連する他の文化財の情報を、スマートフォンで、それぞれの国の言語で入手できるようにする必要がある。整備費用を補助し、文化財のコンセプトや整備地域を多様化させることで、外国人観光客に多様な楽しみ方を提供することで、リピーターの確保につながるほか、観光客の分散化にも役立つだろう。

以上の取組を通じて、伝統として価値を守るだけでなく、経済価値としての利用に活かすことが文化財保護において不可欠である。

（約 1,050 字）

以上

講　評

難易度：B［標準］

文化保護そのものは論文としてはマイナーな論点で、関心や経験の程度に個人差が大きい分野であるため、意表を突かれた受験生も多かったであろう。

しかし、資料②で担い手不足の内容が読めることから、現役世代、将来世代の担い手確保と関わる施策を、資料③で多言語対応の内容が読めることから一般的な観光施策を、それぞれ述べればよいことが理解できればよい。資料に基づいて、当たり前のことを当たり前に書くことが実行できれば、少なくとも合格答案には達するだろう。文化分野からの出題は 2015 年（言葉の役割）以来だが、当時の問題と比べれば、論点を引き出す難易度は低い。

なお、資料は全て使うのが原則だが、今回の資料①については、文化財を具体例にイメージするための素材にすぎないため、明文で指摘できなくとも、評価にはほぼ影響しないと考えられる。

LEC 東京リーガルマインド

著作権者　株式会社東京リーガルマインド
(C) 2023 TOKYO LEGAL MIND K. K., Printed in Japan
無断複製・無断転載等を禁じます。

KL22738